

令和6年3月29日

精華町議会

議長 三原和久様

総務事業常任委員会

委員長 奥野弘佳

総務事業常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第12号	精華町監査委員条例等一部改正について	原案可決
議案第13号	精華町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正について	原案可決
議案第19号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正について	原案可決
議案第20号	精華町都市公園条例及び精華町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例一部改正について	原案可決
議案第22号	精華町消防団員等公務災害補償条例一部改正について	原案可決
議案第23号	精華町火災予防条例一部改正について	原案可決
議案第24号	精華町消防手数料条例一部改正について	原案可決

議案第 2 5 号	精華町水道事業給水条例一部改正について	原案可決
議案第 2 6 号	精華町水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例一部改正について	原案可決

【委員長報告】

議案第 12 号	精華町監査委員条例等一部改正について	原案可決
----------	--------------------	------

【概要】 地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、精華町監査委員条例、精華町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例、精華町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を改正するもの。

《質疑なし》

《討論なし》

議案第 13 号	精華町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正について	原案可決
----------	--	------

【概要】 地方自治法改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、条例を改正するもの。

Q 支給される対象者は。

A 任期が6ヶ月以上の予定をされている方、なおかつ、1週間あたりの勤務時間が20時間以上の方が対象となる。

《討論なし》

議案第 19 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正について	原案可決
----------	--------------------------------------	------

【概要】 特別職の職員で非常勤のもののうち、農業委員会委員等の報酬の額を改めるもの。

Q 改定された金額の根拠は。

A 同額の上乗せを行った。

Q 報酬が改定されることで、今後どのように取り組むのか。

A 遊休農地の解消や農地利用最適化に、今後より一層注力して取り組む。

《討論なし》

議案第 20 号	精華町都市公園条例及び精華町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例一部改正について	原案可決
----------	--	------

【概要】 上位法の一部改正に伴う引用条文を改正するもの。

Q 本町に「第5条の都市公園を管理するもの以外のものが公園施設を設け、または公園施設を管理」といったところがあるのか。

A 精華町以外の管理者はいない。

《討論なし》

議案第 2 2 号	精華町消防団員等公務災害補償条例一部改正について	原案可決
-----------	--------------------------	------

【概要】 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、一部の消防団員等に係る損害補償額の算定基礎となる補償基礎額を増額するもの。

《質疑なし》

《討論なし》

議案第 2 3 号	精華町火災予防条例一部改正について	原案可決
-----------	-------------------	------

【概要】 消防法施行令の一部改正に伴い、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に係る規定の整備を行なうもの。

Q 主要部分を木造化すると火災に弱いように思うが大丈夫なのか。

A 防火区画という燃えない壁等で区画された部分に使用することで火災が発生しても他の部分には及ばず、安全性が保たれる。

Q 木造の材質に規定や制限があるのか。

A 一般に使用される木造ではなく、一定の防火性能を持たせたものを使用することになっている。

《討論なし》

議案第 2 4 号	精華町消防手数料条例一部改正について	原案可決
-----------	--------------------	------

【概要】 手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査に関する手数料を増額するもの。

《質疑なし》

《討論なし》

議案第 2 5 号	精華町水道事業給水条例一部改正について	原案可決
-----------	---------------------	------

【概要】 水道事業について、健全かつ持続可能な経営を確保することから、水道料金の額及び特別給水料金の規定、その他所要の規定の整備について条例を改正するもの。

Q 水道料金については、物価スライドなどの適用はできないのか。

A 現在の水道回収率は約 60 %だが、100 %に近づけばとは思っている。できれば 5 年ごとに収支や財政の状況を議会や住民に示す中で改定していければと考える。

Q 近年物価高騰のなか、京都府で一番安いと言われながら耐えてこられた。緊急事態や災害の備えが必要であるのに、財政調整基金を崩されている。もっと早く町民へ説明をしてもらいたかったが。

A 審議会に答申をかけ段階を踏んできたが、少し遅くなり反省している。今後料金回収率を 100 %に近づけ、5 年後見直しをかけて適正料金に持っていかれたらと考える。

Q 物価高騰時の負担は住民に大きくなる。大口の企業に負担をと考えるが。

A 近隣の市町と比べ少し高い料金設定となっている。また、井戸を掘り水道の利用を撤退される案件もあり、今後の課題として考えている。

《 反対討論あり 》

●単純に値上げに反対としている訳ではない。どうすれば値上げせずに済むのか、今回のような物価高騰の中で、安い水道料金で供給することは誇りであり、また義務であると思う。水道水は暮らしの中で不可欠な命の水であり、低廉な価格で供給することが求められている。方策として、まず 1 番目は、総合計画による人口増で、計算によると 8 年後には 収入が 7 千万円程度見込める。また 2 番目に、今後の開発によってカラ水の比率が 40 %から 13 %に減少するということは、料金回収率も 6 割台から 8 割台に上がるということもある。また 3 番目に、大口に対する従量料金も、もう少し上げて本町の地理的条件をいかせば、企業誘致を減退させることにはならないと思う。4 番目には、水道事業財政調整基金の問題だが、現在 16 億円あり、今後の開発に伴う 16 億円も考えられるので、約 30 億円を超える財源がある。これには頼らないという答弁もあったが、確かな財源として有効活用すべきだと考える。このように創意工夫により、住民に負担をかけない水道企業会計の立て直しが可能だと考えるため、本議案に反対する。

《 賛成討論なし 》

議案第 26 号	精華町水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例一部改正について	原案可決
----------	---	------

【概要】 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道技術管理者の資格要件の改正を行なうもの。

Q 今回の改正が、どのように生活衛生関係行政上の機能強化につながるのか。

A 厚労省で取り組んできたが、国交省と環境省に役割が与えられ下水道インフラの一体的な整備と衛生面を含めた水質管理の機能強化を図っていく。

Q 改正により、町内業者に影響はあるのか。

A 国の資格で5年更新していた指定給水装置工事事業者は、厚生省から所管庁で行なう。

《討論なし》